

(平成24年1月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月及び7年3月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年3月
② 平成7年3月

私は、昭和48年10月1日に国民年金に加入して以来、市町村から送付された納付書（付加保険料を含む。）により、定期的に納付書の金額どおり金融機関で納付した。申立期間①及び②の定額保険料は納付済みとなっているが、付加保険料が納付済みとなっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②はいずれも1か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和48年10月1日付けで国民年金に任意加入して以降、同年同月以降の国民年金加入期間について、申立期間及び第3号被保険者期間を除き、付加保険料を含め国民年金保険料を全て納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、オンライン記録では申立期間①及び②の定額保険料は過年度納付となっていることから、保険料を納期限までに納付しなかった場合には、付加保険料の納付中止の申出をしたものとみなされるところ、その後も付加保険料が納付されているにもかかわらず付加年金に再加入した記録が無いほか、当時の国民年金保険料に係る納付書は付加保険料を含めて一枚で交付されていたことが確認できるところ、申立期間について当該付加保険料が還付された記録も見当たらない。

さらに、申立期間①及び②前後の期間を通じて申立人の住所に変更が無いことが確認できるとともに、申立人は、当時は自宅でAを営んでおり仕

事上の変化も無かったとしているなど、申立人の生活状況に特段の変化は認められず、上記の納付意識の高さを踏まえると、申立期間の保険料についても納付していたものとみても不自然ではない。

加えて、申立人に係る平成3年2月及び同年3月の保険料納付記録については、オンライン記録において付加保険料を含め納付済みとなっていることが確認できるものの、B市の国民年金被保険者記録では未納となっていることが確認でき、行政側の記録管理が適切に行われていない状況がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

昭和 45 年 6 月頃、市役所から「過去の未納期間の保険料を遡って納付することができる最後の機会です。」との案内があったことから、私が市役所に出向いて納付の手続きを行い、夫婦二人分の保険料を遡って納付したところ、夫は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 3 月 16 日に払い出されており、申立人は、国民年金制度発足後、速やかに国民年金に加入するとともに、国民年金加入期間について、申立期間を除き、60 歳到達時までの国民年金保険料を全て納付していることが確認できる。

また、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 12 月 7 日に払い出され、36 年 4 月 1 日に遡って資格取得しており、同年同月以降の保険料を全て納付していることが確認できる。

さらに、申立人及びその夫については、昭和 49 年 1 月に付加保険料の納付の申出を行い、60 歳到達時まで付加保険料を継続して納付していることが確認できるとともに、オンライン記録において保険料収納日が確認できる 54 年 4 月から平成 2 年 3 月までの保険料は、全て同一日に収納されていることが確認できる上、その夫については、上記のとおり、申立期間を含め昭和 36 年 4 月以降の保険料が納付済みであることから、申立人が申立期間に係る保険料を夫の分と一緒に納付したものとみても不自然ではない。

加えて、申立人は、「夫は老後の年金受給のことは深く考えていなかった

たことから、国民年金に加入していなかったが、昭和 42 年*月頃に養女を迎える話が進み、子の将来や老後の生活を考え、同年 11 月頃に国民年金に加入し、夫婦の保険料を一緒に納付し始めた。」と供述しているところ、申立人の夫の改製原戸籍を見ると、養子縁組の届出は、43 年*月*日に行われていることが確認できる上、当該届出の約 2 か月前に、その夫の国民年金手帳記号番号が払い出されているなど、申立人の一連の供述に不合理な点はみられない。

なお、申立人の夫は、申立人が申立期間の保険料を納付したとする昭和 45 年当時、夫婦二人分の保険料額として、当時経営していた A の一日分の売上金額程度を納付したと供述しているところ、全国平均の B 料及び申立人の夫が記憶する一日当たりの C 数から算出される金額は、当該時点で未納となっていた夫婦二人分の保険料を納付した場合の保険料額とおおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成6年4月1日、資格喪失日が7年7月1日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を6年4月1日、資格喪失日を7年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を6年4月から同年9月までは17万円、同年10月から7年6月までは14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から7年7月1日まで

私のA社における年金記録について、既に同社から社会保険事務所(当時)に対して、資格取得及び喪失届が遡って提出されており、資格取得日は平成6年4月1日、資格喪失日は7年7月1日にそれぞれ訂正されているものの、時効によって年金給付に反映されないことを知った。

私が同社に勤務していたことは間違いなく、私の給与から厚生年金保険料も控除されていたと思うので、年金給付に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成6年4月1日、資格喪失日が7年7月1日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、B健康保険組合から提出された被保険者台帳の記録及び事業主の供述から、申立人がA社に平成6年4月1日から7年6月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B健康保険組合から提出された申立人に係る健康保険の標準報酬月額から、平成6年4月から同年9月までは17万円、同年10月から7年6月までは14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成6年4月から7年6月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成3年9月21日、資格喪失日が4年6月1日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を3年9月21日、資格喪失日を4年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を3年9月は18万円、同年10月及び同年11月は17万円、同年12月から4年5月までは18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月21日から4年6月1日まで

私のA社における年金記録について、既に同社から社会保険事務所(当時)に対して、資格取得及び喪失届が遡って提出されており、資格取得日は平成3年9月21日、資格喪失日は4年6月1日にそれぞれ訂正されているものの、時効によって年金給付に反映されないことを知った。

私が同社に勤務していたことは間違いなく、私の給与から厚生年金保険料も控除されていたと思うので、年金給付に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成3年9月21日、資格喪失日が4年6月1日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、B健康保険組合から提出された被保険者台帳の記録及び事業主から提出された所属別支給控除一覧表から、申立人がA社に平成3年9月21日から4年5月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成3年9月から4年1月までの標準報酬月額については、前述の所属別支給控除一覧表で確認できる源泉控除された厚生年金保険料額から、3年9月は18万円、同年10月及び同年11月は17万円、同年12月及び4年1月は18万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成4年2月から同年5月までの標準報酬月額については、当該期間に係る前述の所属別支給控除一覧表は確認できないものの、B健康保険組合から提出された申立人に係る被保険者台帳に記載されている標準報酬月額は、18万円であることが確認できる上、当該事業所の事業主は、「健康保険に加入していたのであれば、健康保険料のみを申立人の給与から控除するとは考えられないため、厚生年金保険料も同時に給与から控除していたと思われる。」旨を供述していることから、4年2月から同年5月までの標準報酬月額を18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年9月から4年5月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成4年3月31日付けでA社（現在は、B社）を退職したにもかかわらず、退職日と資格喪失日が同一日になっており、私の4年3月分の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。正しい資格喪失日は、退職日の翌日である同年4月1日であるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びB社から提出された労務関係個人別台帳により、申立人は、同A社に平成4年3月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、当該B社は、「申立人に関して労務関係個人別台帳以外の資料は残っていないが、保険料控除については、従来から当月控除方式であることから、申立期間についても3月25日に支払われた給与から当月分の厚生年金保険料を控除していたはずである。」旨を回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年2月のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りを認めていることから、当該オンライン記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成4年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 29 日から同年 4 月 1 日まで
私は、昭和 44 年 4 月 1 日に A 社（現在は、B 社）C 工場に入社し、直前に二日間の有給休暇を使用して 45 年 3 月 31 日に退職した。私の同事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 3 月 29 日付けとなっていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社 C 工場を昭和 45 年 3 月 31 日付けで退職したと申し立てている。

しかしながら、当該事業所に係る雇用保険の記録を見ると、申立人の離職日は、昭和 45 年 3 月 28 日であることが確認でき、厚生年金保険の資格喪失日から判断される退職日と一致している上、申立期間当時の同事業所の総務課長は、「当時、退職時に有給休暇を使用した場合であっても、退職した日の翌日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日とし、社会保険事務所（当時）に届け出ていたので、申立人の厚生年金保険の被保険者資格が昭和 45 年 3 月 29 日に喪失しているのなら、申立期間における勤務実態は無かったものと考えられる。」旨を供述している。

また、申立期間当時、当該事業所に勤務していた同僚 44 人に照会したところ、回答のあった 20 人全員が記憶する退職日と厚生年金保険の資格喪失日は一致していると回答しているほか、申立人のことを覚えていると述べている同僚は、「申立人は、昭和 45 年 3 月 31 日より以前に退職した。」旨を供述している。

さらに、申立人が名前を挙げた複数の証言者は、「申立人から、昭和 45

年3月31日に同事業所を退職する旨の話を聞いた。」と供述しているものの、申立期間に係る厚生年金保険料の控除に関する具体的な供述を得ることはできない。

加えて、申立人が当該事業所を退職直後に採用されたDから提出のあった申立人の履歴書を見ると、履歴欄には「昭和45年3月28日 A社退社」と記載されており、このことは雇用保険の離職年月日及び厚生年金保険の被保険者資格喪失日とも符合している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。